

事 務 連 絡

平成29年3月31日

各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御 中

附属学校を置く各国立大学法人担当課

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備
ガイドラインの送付について

平素より、特別支援教育の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

文部科学省では、平成16年1月に「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を作成し、小・中学校における発達障害のある児童生徒に対する支援体制の整備を推進してまいりました。その後、平成19年度から特別支援教育が本格的に開始するなど、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する支援体制が大きく進歩したことを踏まえ、平成16年に作成したガイドラインの見直しを行い、平成28年3月に「幼稚園、小・中・高等学校等における」発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（試案）」として取りまとめ、今年度各教育委員会等に対して、試案に対する意見募集を行いました。

このたび、当該意見募集における意見を反映するとともに、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、発達障害者支援に関する総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告（平成29年1月20日）、次期学習指導要領の改訂内容等、試案取りまとめ後の新たな動向を踏まえて内容を充実するなどし、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～」として取りまとめました。

については、各都道府県・指定都市教育委員会特別支援教育担当課、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれては、本ガイドラインを活用し総合的な教育支援体制の整備に努めるとともに、本ガイドラインについて、域内の市町村教育委員会、所管の学校等に対して周知くださいますようお願いいたします。



【ガイドライン掲載場所：文部科学省ウェブサイト】

トップ>教育>特別支援教育>資料（データ、通知、答申、報告書等）>資料
>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドラ
イン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つな
ぐために～

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm

《本件連絡先》文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

発達障害企画係 岩澤、山本、岩木

電 話：03-5253-4111（内線 3199）

F A X：03-6734-3737

E-mail：hattatsu@mext.go.jp